

2015年1月8日

株式会社道北エナジー
代表取締役 坂本 元靖 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則

(住所：060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル
電話：011-251-5465)

(仮称) 勇知風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

総論 1. 道北北西部風力発電事業 (5 事業程度) から勇知風力発電事業 (1 事業) へ絞り込んだ、すなわち事業実施想定区域から対象事業実施区域へ絞り込んだ結果、重大な環境影響を回避・低減するという曖昧表現は、国民・道民を誤魔化す詭弁である

2014年6月の「道北北西部風力発電事業の計画段階配慮書」において、稚内市から豊富町にわたる100平方kmの広域を事業実施想定区域(以下では「想定区域」と略す)として5事業程度を含む大規模な風力発電事業計画が公表された。今回(2014年11月)の「勇知風力発電事業の方法書」では、配慮書段階の想定区域から対象事業実施区域(以下では「実施区域」と略す)に絞り込みを行い、重大な環境影響の回避・低減するため回避すべきエリアを検討したという(285～286頁)。この絞り込みは、まだ事業計画として確定されていない広域の想定区域の中で、実施区域を除く地域に対しては重大な環境影響の回避・低減となりうると思うが、絞り込まれた実施区域内においては、重大な環境影響を回避・低減することを意味しない。

ところが、方法書の各所において「想定区域から実施区域に絞り込んだ結果、重大な環境影響の回避・低減した」との表現が繰り返されている。この表現は、実施区域における重大な環境影響を回避・低減したと誤解されかねない、非常に曖昧なものであり、詭弁と言わざるをえない。それ故、この曖昧表現は、「当初の広域の想定区域において重大な環境影響を回避・低減するように複数の区域を比較検討し、実施区域を絞り込んだ。しかし、絞り込んだ実施区域内における悪影響の回避・低減については、別途、慎重に検討する。」と慎重かつ正確な表現に直して、曖昧表現を削除する必要がある。

そもそも、配慮書において「本事業の事業実施想定区域は、風況調査結果及び地形、土地利用状況、施工可能性等の制約条件を考慮した上で、現時点で発電所を配置する可能性のある範囲を包含するよう、範囲を広めに設定したものである。今後の環境影響評価手続きにおいては、環境配慮事項の検討結果を踏まえて対象事業区域を設定することにより、重大な環境影響の回避、低減が可能である。」と記されていた。これに対する「科学的論理的根拠が示されていない」という一般意見に対して、方法書の事業者見解は、その点について回答していない(方法書286頁)。

広域の想定区域における多数の実施区域候補地を比較検討し1事業の実施区域へ絞り込んだことが重大な環境影響の回避・低減になると主張できるのであれば、どの開発計画においても、環境影響評価手続きの最初に漠然とした広域を対象にして、それらの中で比較検討したとして、絞り込んだ狭い地域における環境影響は問題が少ない、だから事業が実施できるとの論理を展開できることになる。環境影響評価における複数案比較は、本来、重大な環境影響の検討によりゼロオプションを含むべきであるが、想定区域のどこかに必

ず事業を実施できる区域を選定するのであれば、重大な環境影響の回避・低減を図ることはできないと考える。想定区域の複数案の中から実施区域として絞り込まれなかった区域は、その事業に不適格であったことになり、同時に、絞り込まれた実施区域は、絞り込みによってもその区域での環境影響の回避・低減は別途の課題となる。繰り返すが、方法書では、そのことを詳しく明記しなければならない。

総論 2. 方法書で示された対象事業の内容は、計画段階配慮書の内容と大きく異なるため、環境影響評価手続きをやり直すべきである

「道北北西部風力発電事業の計画段階配慮書」では、発電所の出力が最大 80,000kW と記され、風力発電機（以下では風車と呼ぶ）1基 2,000～3,200kW と記されていた。風車の基数は、配慮書に記述されていないが、上記の記述内容から 25～40 基と換算された。

ところが、今回の「勇知風力発電事業の方法書」では、2-1 頁の対象事業の内容において、発電所の出力約 80,000～160,000kW、風車の基数 40～65 基程度と、配慮書の内容から 2 倍程度に増加され、配慮書とは大幅に異なる内容が列記されている。勇知風力発電事業は、上記の道北北西部風力発電事業から絞り込んだ結果というが、絞り込みから発想される縮小方向とはまったく逆に、実際には、発電所の出力も風車の基数も大幅に増加された計画に変更されたのである。方法書における重大な変更は、勇知風力発電事業の方法書が道北北西部風力発電事業の配慮書から絞り込んだ結果ではなく、「配慮書を踏まえない方法書」かつ「狭い面積（約 1,558.3ha）に倍増された出力・基数の風車群を建設する新たな事業計画」と見なすことができる。

上記に加えて、このような重大な内容変更が対象事業の内容（方法書 2 頁）において単に列記されただけで、文章による説明がなされていない。以上のことは、環境影響評価手続きの 2 段階目に当たる方法書としては、極めて遺憾なことであり、国民・道民を誤魔化していると言っても過言ではない。したがって、今回示された重大な内容変更を通そうとするのであれば、この事業計画は、改めて、配慮書段階から環境影響評価手続きをやり直さなければならない。

総論 3. 事業計画がなお具体的ではなく不明確であるので、真の環境影響評価ができるとは考えられない

道北北西部風力発電事業の配慮書に対する一般意見、「計画段階配慮事項のいずれを選定するかについては、風車の規模、基数、配置計画等の詳細計画があつて初めて環境への影響の程度を把握できるので、信頼性に欠ける」との意見に対して、方法書では、「風車の位置、規模等については、2 頁に記載している」との事業者見解を示している（285 頁）。方法書 2 頁には、勇知風力発電事業の内容として、稚内市大字抜海村の約 1,558.3ha の範囲に出力約 80,000～160,000kW の発電所、基数 40～65 基程度の風力発電機が設置されると記され、図 2.2-1～図 2.2-3 にその範囲が示されている。

配慮書段階で「発電所の具体的な配置計画と工程計画は未定である」と記されていたが、方法書の段階でも「風力発電所出力と風力発電機の基数は、使用する風力発電機の出力により変動する」として、方法書段階でもなお、何基の風車がどこに設置されるのか、風車の詳細位置や配置が分からないままにあり、環境への影響について十分には把握できないと判断される。方法書であれば、発電所の規模、風車の配置等に関して詳細計画が示され、それに基づいた環境影響を評価する必要がある。以上のことから、この方法書は方法書と

して必要なレベルに達していないので、改めて、配慮書段階から環境影響評価手続きをやり直すべきである。

各論 1. 植物について

(1) 対象事業区域及びその周囲の概況について (48～50 頁、285～292 頁)

配慮書における概況把握に関する一般意見として、私たちは「限定された既存文献によって記述しているため、余りにも大雑把な把握に終わっている。当該地域の既存文献は多数が挙げられるので、事前調査がまったく不十分である。・・・配慮書における既存文献調査は極めてずさんであるので、かならず現地調査結果に基づく予測と評価が必要である」と概況把握に関する問題点を指摘した。その指摘に対して、今回の方法書における事業者見解では「入手可能な最新の文献その他資料を追加的に把握し、各調査項目について必要に応じて専門家等への意見聴取を行い、それらを踏まえた上で対象事業実施区域の設定及び調査・予測手法の検討を行っています」と記されている (287 頁)。

しかし、この事業者見解では、現地調査に関してはまったく回答されていない。また、私たちの配慮書に対する一般意見において、事例として植物に関する問題点をさらに詳しく指摘したが、事業者見解はそれについてまったく回答していない (285～292 頁)。このような無回答は、環境影響評価の手続きとして大きな欠陥となる。

今回の方法書における「植物の重要な種」を事例とすると、48～50 頁の表 3.1-28 に高山植物のヒメハナワラビ、リシリシノブ、ミヤマビャクシン、ツクモグサ、チョウノスケソウ、エゾゴゼンタチバナ、レブンサイコ、トチナイソウ、エゾコザクラ、チシマキンレイカ、オオウサギギク、ミヤマノギク、テガタチドリ、タカネトンボ、湿原・沼沢植物のオゼコウホネ、ナガバモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ヤチコタヌキモ、ホソバオゼヌマスゲ、ヒメワタスゲ、タカネハリスゲ、コアニチドリなど、超塩基性岩植物のホソバコウゾリナ、国内で北海道の海岸に限られるエゾヨモギギク、塩沼地植物のオオシバナなどが挙げられている。

しかし、上記種では、配慮書で挙げた重要な種から削除と追加がなされているので、何故、その食い違いが生じたかについて十分な説明が必要である。また、本事業が計画された地域における現存植生図では、湿原植生が示されているので湿原・沼沢植物の出現可能性が高いが、重要な植物の中で高山植物、超塩基性岩植物、あるいは塩沼地植物が出現する植生の存在は植生図には示されていない。さらに、上記種について植物相に関する既存文献をさらに詳細に調べるならば、上記種の中で利尻島、礼文島のほか、歌登町や中川・幌加内町の山岳・超塩基性岩地など、道北地方の一部に局限された植物が明らかになり、実施区域と想定区域に見られないことが理解できるはずである。その点で、配慮書でも方法書でも既存文献収集がまことに不足であると言わざるをえない。逆に、上記の重要な植物が実施区域とその周囲に存在するのであれば、これらは、全国レベルで非常に高く評価される希少植物であるので、方法書において高い評価が必要である。以上のように、方法書における既存文献調査は、極めて不足であるので、かならず詳細な現地調査を行い、その結果に基づく予測と評価が必要である。逆に、現地調査によって、上記種以外の重要な植物種がさらに確認される可能性が高い。植物に関して言うならば、方法書の 3-38～3-40 頁において以上の内容が明記されなければならない。

(2) 専門家等へのヒアリング結果について (122 頁、表 3.3-1)

3-112 頁に示された植物の専門家へのヒアリング結果を読むと、植生生態学者ではなく林学者一人の見解をヒアリングした結果が示されている(122 頁)。しかしながら、植生生態学における自然林と二次林の区分は、前者が林学の区分における天然林に、後者の二次林が天然性林(ときには、これも天然林に含まれる)に該当する。そのため、ヒアリング結果における「自然林には天然林と天然性林の2種類がある」という記述は、植生生態学から見て大きな間違いとなり、一方で「天然性林(二次林)」の記述は正しい。

植生生態学から見た自然林には、原生林(人手がほとんど加わっていない森林)と狭義の自然林(人手がある程度加わってきたが、自然の姿を十分に残している森林)が含まれる。ヒアリング結果において、当該地を含む道北に原生林がなくなり、二次林が多くなったという記述内容があるが、植生生態学で言う狭義の自然林は今なお小面積に残されているので、その存在まで否定することは大きな間違いであり、当該地における自然林の保護は重要な課題である。

特定植物群落のササ群落(稚内～抜海丘陵ササ草原)は、寒冷・強風(風衝)などの特殊な立地環境下に成立した自然な亜寒帯性植物群落として重視された群落であり、種としてのササだけではなく亜寒帯性植物など他の群落構成種を含む植物群落として価値判断がなされている。その点から、ササの移植だけで植生回復(植物群落の回復)ができるというヒアリング結果は大きな間違いとなる。ササにだけ注目して他の群落構成種を単に「野草」と呼ぶ専門家による植物群落の価値判断は、大きな間違いと言える。

他方、道北では、伐採や山火によって森林が失われた跡地にササ優占群落が発生する場合が少なくない。ササ群落が代償植生となる専門家の指摘は、その点では間違いと言えない。しかし、そのような代償植生は概して内陸部に多く、沿岸地域で特定植物群落とされたササ群落まですべて代償植生と見なして植物群落の価値を低めることもまた、大きな間違いとなる。

以上のように、方法書における専門家からのヒアリング結果は、事業者都合の良い内容が記されているが、決して正しい判断・評価と言えない。重要な植物種や植物群落について正当な判断・評価を得るためヒアリングを行うのであれば、まず、植物分類学や植生生態学を専門とする複数の研究者からヒアリングを行う必要がある。また、植物群落に関して正当な評価や判断を得るため、そして重要な植物種の確認をするためには、かならず植生生態学や植物分類学の立場からの現地調査が必要である。

(3) 実施区域が特定植物群落や自然林の範囲に重なる問題点(50～52 頁)

50～52 頁において、実施区域が特定植物群落「稚内～抜海丘陵ササ草原」の範囲に重なることが示され、前項の専門家によるヒアリング結果によって詳細の把握に努めたと記されている。他方、365 頁の最終的な総括では「稚内～抜海丘陵ササ草原は、事業区域に含まれるが、その面積は実施区域の21%となっており、区域の絞り込みによって影響の回避又は低減が図られている。今後の現地調査により当該地域における生育状況を確認し、その結果を踏まえた影響の予測評価を行い、影響の程度に応じた環境保全措置を実施することで、環境影響の回避・提言を図る。」と記されている。

しかし、区域の絞り込みが実施区域における環境影響の回避・低減にならないことは、総論1において既述した通りである。また、実施区域においてその21%の面積を占める特定植物群落に与える影響の回避・低減の方策については、方法書にまったく記されていない。さらに、植物種は生育するが植物群落は生育しないので、生育状況を確認するという

意味は不明である。おそらく、方法書の記述内容から、特定植物群落の保全措置としてササだけに注目して移植措置を考えているように思われるが、それは、植物群落の保全にはならない。方法書では、群落構成種すべての生育状況を把握し、植物群落全体の保全措置に結びつく方法を明記しなければならない。おそらく風衝の厳しい尾根筋には、ササ以外の亜寒帯性植物が多く混生すると考えられるので、それらを含む植物群落全体の保全策を明示すべきである。

他方、366 頁には、エゾイタヤ等の自然林に関して、「区域の絞り込みにより面積が 13% になっており、重要な自然環境へのまとまりの場への影響は可能な限り回避又は低減されている。」と記されている。しかし、このことは、上述のササ草原と同様に、実施区域における環境影響の回避・低減にならないことが明白である。

以上、影響が回避又は低減できるとの総括は、科学的論理的な根拠がない、まったく架空の結論である。したがって、実施区域における重要な自然への影響については、現地調査に基づく慎重な予測と評価が必要である。植物に関する現地調査について踏査予定ルートが 271 頁に図示されているが、風車建設地となる尾根筋を網羅しているとは言えず、土砂流出などの影響が懸念される谷筋もカバーしていない。植物の現地調査は、踏査線上ではなく尾根筋と谷筋を含んで全面的に行うべきである。

各論 2. 鳥類について

(1) 影響評価の項目の選定 (214 頁、表 6.1-4)

動物の重要な種及び注目すべき生息地において、「工事中資材等の搬出入」および「建設機械の稼働」が選定されていない。しかし、これらの作業は建設地とその周辺に生息する生物種に対し、正常な繁殖行動や採食行動、当該地における環境利用に対する攪乱となり、生息地放棄にも繋がる可能性があることから、評価項目とすべきである。

稼働後の保守点検作業等、施設維持のための人間活動や、敷設された道路を通行する車両などによる生息地の攪乱や消失について評価項目に挙げられていない。これらの人間活動は、風力発電施設内およびその周辺に生息する生物種に対し、正常な繁殖行動や採食行動、当該地における環境利用を攪乱し、生息地放棄にも繋がる可能性があることから、「施設の稼働」による予測・評価すべき影響のひとつとして、「稼働後の施設内および周辺における人間活動や通行車両による影響」を書き加える必要がある。

(2) 調査・予測及び評価の手法 (252~253 頁、表 6.2-14(2)(3)) および動物調査項目及び内容 (255~256 頁、表 6.2-15(1)(2)) について [b 鳥類 (一般鳥類)、c 鳥類 (渡り鳥)、d 鳥類 (希少猛禽類)、e 鳥類 (希少猛禽類渡り) について]

d 鳥類 (希少猛禽類) の営巣期の 2 営巣期を除き、すべて単年度での調査計画とされているが、鳥類の生息状況には年次変化が存在する。それは、渡りの時期や渡り個体数のみならず、越冬個体の分布や越冬個体数、餌資源の変動に基づく移動や飛行パターンにも認められる。また、希少猛禽類以外の鳥類でも、繁殖の成否などにより繁殖期の行動パターンや環境利用には年次変動が生ずる。

以上のことを踏まえると、上記の b~e の調査項目についてはすべて、少なくとも 2 年以上の調査を実施する必要がある。このことは、4.2 調査・予測及び評価の手法 (148 頁、表 4.2-1) の動物の項目に記された以下のことから強調される。すなわち、計画段階事項の評価は文献情報のみに基づいて行われているが、利用した文献情報が当該事業計画地域

のうち具体的にどの程度の範囲をカバーするものであるのか、また、文献の情報がどの程度の精度（調査量や調査時期）であるのかについては評価されておらず、列挙されている文献を見る限り、情報源として不十分であることが予想される。そのため、選定された事業対象地における一時的利用を含む生息種やそれらの個体数、環境利用等についてはほぼデータは存在しない状態にあり、今後の調査によってのみ十分な知見が得られる。

海ワシ類を主とする希少猛禽類に関する調査では、営巣期には営巣地と峙（ねぐら）および餌場間の往来、また越冬期には峙やとまり場と餌場間の往来、とくにその飛行ルートと高度を高い精度で明らかにすることが極めて重要である。そのためには、日の出30分前から日の出後1時間程度、日の入り30分前から日の入り後30分程度の時間帯にも観察を実施すべきである。また、餌場については事業実施区域と離れた場所にあった場合でも、事業対象地内やその周辺における飛行ルートと密接な関係をもつと考えられることから、当該事業地周辺で観察される希少猛禽類の餌場を特定するための調査を別途、実施すべきである。

渡り鳥については、種や年次間の変異を十分に考慮し、少なくとも一季あたり連続5日間×3回の調査を、3～5月および9-11月に実施すべきである。例えば2014年度は道北地域において11月中旬に多数のガン類の大きな群れや夥しい数の小鳥類の群れの南下が認められている。先に述べたように、本事業実施区域においては既存のデータがほとんど存在しないことから、取りこぼしを可能な限り少なくするような調査時期と回数、日数の設定が重要である。一回の連続調査5日間のうち視程の悪い日があった場合には、調査日程を延期して調査日を確保し、最低でも5日間は良好な条件下でデータを取得するようすべきである。

渡り時期の調査については2カ年実施したとしても、それが一時期のサンプリングによる調査である以上、バイアスが生ずることは否めない。このようなバイアスを補正するための解析手法や評価について、事業者の見解を記載すべきである。また、このようなバイアス補正の実施を考慮し、鳥類のデータだけでなく、気象条件等のデータもあわせて取得しておく必要がある。

（3）調査、予測及び評価の手法（254頁、表6.2-14(4)）9 評価の手法について

累積的影響の予測について、近接する他施設との複合的な影響は、ある種や個体群に対して深刻なものとなる可能性があり、その評価や影響回避は非常に重要である。一方で、その評価は容易とはいえない。したがって、ここでは累積的影響として考えられる事象について具体的に予測される項目を列挙し、それらに対する評価手法について事業者の考えを示すべきである。また、たとえば鳥類に対する累積的影響には、当該または他施設を回避することによる飛行経路の変更およびそれに伴う衝突率の変化や生息地の消失等が考えられるので、それらの影響を評価するためには、本方法書に記載された調査で得られるデータ以外の情報も必要と考えられる。したがって、このような累積的影響の予測に必要なデータを取得するための調査について、動物調査項目及び内容に追記すべきである。

重要な動物のなかには、生息地の直接改変および風車の稼働のみならず、稼働前の施設建設に関わる工事や資材搬出入、あるいは稼働後の保守点検作業などの人間活動によりさまざまな形で悪影響を受けるものがあると予測される。このことを追記すべきである。そして、このことをふまえ、「環境影響の評価」では、稼働前後の施設建設に関わる工事に関わる作業や人間活動の悪影響についても対象種ごとに十分に検討し、悪影響が予測され

た場合には工事箇所や風車建設箇所、資材搬出入ルートの変更、工期の変更等によって影響回避することを記載すべきである。

(4) 一般鳥類（渡り鳥）調査地点と希少猛禽類調査地点（263頁、図 6.2-7～図 6.2-8）

対象事業実施区域内に調査地点が設置されているが、調査者の存在が鳥類の行動に影響する可能性がある。すなわち、鳥類が調査者を忌避し、調査者不在の場合に比べ事業区域内の利用頻度が低下し、飛翔高度を上げる可能性が考えられる。これは適切な影響評価を妨げる要因となることから、調査定点は事業地およびその周辺を利用する鳥類の行動に影響のない、できる限り離れた位置に設置すべきである。また、調査で得たデータに調査者その他の人間活動等の影響が考えられた場合には、それを加味した評価を実施することを記載すべきである。

各論 3. 景観について（186頁と 366頁）

方法書 186 頁において、景観に関する予測結果として、主要な眺望点からの距離と垂直見込角を示すとともに、「主な視対象が風車群とは異なる方向にある日本海、利尻島、サロベツ湿原、兜沼、メグマ沼、大沼などであることから影響は小さい。」との予測結果を列記している。このことは、風車群を建設する尾根筋の景観が悪化したとしても、多くの人々がそれを見ないから問題なしと評価したことを意味し、景観に関する影響について架空の論理を展開していると言わざるをえない。ここでは、距離と見込角という数値による評価とともに、事業者の希望に基づく感覚的な論理が示されている。

また、方法書 366 頁では、「実施区域に景観資源が存在しない。区域の絞り込みにより景観資源への直接的な改変による影響は回避されている。」旨が記されている。しかし、日本最北に近いこの地域の自然景観が、国民・道民にとって景観資源にならないという理由については、十二分な説明が必要である。

以上のことから、方法書は、景観に関しても科学的根拠に基づいた環境影響評価であるとは言えない。

各論 4. 騒音及び低周波音・超低周波音について

(1) 騒音及び超低周波音の調査範囲について（287頁など）

風車から発生する低周波音・超低周波音などによる影響は、国内において、風車の規模（定格出力）700～1,500kW の風車で健康被害例が約 2.5km までの範囲に知られており、本事業のように定格出力が増大すると、その影響が及ぶ範囲はさらに遠距離に及ぶことが国内外から指摘されている。この事業計画は風車の出力が約 2,000～3,200kW とされるので、健康被害を生み出さない予防原則の立場から、少なくとも 3～4km の範囲の悪影響を考慮すべきである。

この方法書では、総論 2 で既述したように、配慮書とは異なって、1 事業に絞り込んだと言いながら、発電所の出力と風車の基数も大幅に増加され、事業内容が大幅に変更されている。すなわち、狭い実施区域に多数の風車が集中されるウィンドファーム化が顕著になった計画の大幅変更である。大型化およびウィンドファーム化した風車群からの騒音及び超低周波音などの影響は、過去の経験がほとんど無いことから、計り知れない。この状況を考えると、予防原則を重視し、調査範囲を広く設けなければならない。

ところが、配慮書でも方法書でも、苦情などが発生した距離（環境省, 2010）が最大 1.5km

であったことを根拠にして、調査地域を 2km と設定したと記している (287 頁)。しかし、この判断は、風車の出力が小さく、ウィンドファーム化が顕著でなかった時点での根拠であり、大型化・ウィンドファーム化が顕著な本事業計画にそのまま適合させることはできないと考えるのが論理的である。したがって、調査範囲は、繰り返すが、少なくとも 3～4km の範囲に設定すべきである。

(2) 風車の影について (283 頁)

風車の影 (シャドウフリッカー・ストロボ現象) の影響は、低周波音・超低周波音と同程度、またはさらに遠距離に及んで、健康被害を生じさせる事例が知られている。そのため、配慮書でも方法書でも何故、1km 以内だけで影響を評価するのか、科学的論理的に説明しなければならない。この点に関して配慮書に対する一般意見を述べたところ、2004 年の 1 つの海外文献を論拠に、ブレードの 10 倍、すなわち 1km で良いとの事業者見解が示されている (283 頁)。しかし、前項の超低周波音の場合と同様に、発電所の出力増加やウィンドファーム化が進んだ現状において、その根拠が適合するかの正当性については、他の多くの文献に基づいて詳細かつ科学的な説明が必要である。

(3) 騒音及び超低周波音などや風車の影の影響を受ける危険性が高い住居や施設について (338 頁と 364 頁)

方法書 338 頁と 364 頁において、騒音及び超低周波音や風車の影の影響を受ける住居や施設などに関して、実施区域から 0～1km の範囲に 2 箇所市の市街地があり、住宅 71 戸、学校、病院、福祉施設等は 4 箇所存在すること、そして 0～2km の範囲にさらに 7 戸の住宅があることが述べられている。338 頁ではその後に、これらの施設は騒音及び超低周波音の影響を受ける可能性があるとして記している。

ところが、両頁のそれぞれにおいて、騒音及び超低周波音については「大部分が 2km 以上の距離を確保しており、区域の絞り込みにより住居等への環境影響の回避・低減が図られている。」、風車の影については「大部分が 1km 以上の距離を確保しており、区域の絞り込みにより住居等への環境影響の回避・低減が図られている。」とそれぞれ記している。

しかし、総論 1 で既述したように、想定区域からの絞り込みによって実施区域の影響がなくなるはずがないので、実施区域における環境影響の回避・低減は、非常に大きな詭弁でしかない。また、方法書に示された上記内容から、「大部分が十分な距離を確保している」とは言えない。

この計画では、住宅や施設が風車群に近接していることから、超低周波音や風車の影などによる健康被害、重大な環境影響が大いに危惧される。したがって、まとまった市街地や住宅地ではなく個々に離れた住宅であっても、風車群から 3～4km 以内の距離にある場合は、健康被害が生じる危険性が高い。方法書では、それを防ぐための予防原則による調査方法を明示するとともに、健康被害が生じた場合の責任を誰が負うのかまで、具体的に明記すべきである。